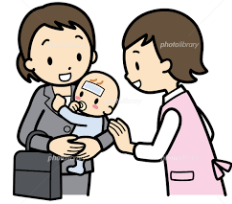


美浜町病後児保育室 「すこやかルーム」のご案内

12月1日開設!



美浜町病後児保育室「すこやかルーム」では、病気の回復期で保護者の就労等の都合により家庭で保育ができない児童を保育士と看護職（保健師・看護師）がお預かりします。

●対象児童

- ◇町内に住所があること
- ◇保育所・幼稚園に通園している乳幼児、又は小学校に通学している低学年の児童（生後10か月から小学3年生まで）
- ◇病気の回復期であり、病後児保育の利用が可能と医師が認める児童
- ◇保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難である児童

●開設日時

月曜日～金曜日の午前8時から午後6時（予約制） ※祝日・年末年始を除く

●利用定員

1日あたり3人

●利用料金

- ◇1人1回利用につき、8時間まで2,000円、9時間まで2,200円、10時間まで2,400円
- ◇生活保護世帯、住民税非課税世帯は減免（無料）

●利用できない場合

- ◇38度以上の発熱
- ◇嘔吐、下痢の症状がひどく脱水の症状がある（ぐったりして水分や食事がとれない）
- ◇頭痛、腹痛、耳痛など身体の痛みが強い
- ◇咳がひどく呼吸困難である
- ◇その他、伝染性疾患で他児に感染の可能性がある場合
- ◇かかりつけ医での受診時と比べ症状が悪化している等、病後児保育室が受け入れ困難と判断した場合



●施設の場所

- ◇美浜町大字河和字北田面106 美浜町保健センター2階
- ◇美浜町病後児保育室「すこやかルーム」

【問合せ先】

美浜町保健センター（健康・子育て課）
病後児保育担当 ☎82-1111

知多
厚生
病院

美浜町
役場

2階 病後児保育室

病後児保育室入り口

美浜町役場
保健センター
正面玄関

駐
車
場

美浜町病後児保育室「すこやかルーム」の利用方法

①登録(毎年度更新制)

利用希望のある場合、事前に「病後児保育登録申込書」を提出し、登録をする。
提出先：美浜町健康・子育て課（病後児保育担当）、町内保育所（通所保育所）

②かかりつけ医受診

町内のかかりつけ医を受診し、「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」への記入を受け、許可を受けた翌日から3日以内(土日を含む)に施設の利用を開始してください。
※受診前に病後児保育室の空き状況を確認しておくとうり予約がスムーズになります。
※町外のかかりつけ医を受診する場合は、記入が可能かどうか事前に医師に確認をしてください。

③病後児保育室利用予約

病後児保育室の利用を希望する前日の午後3時までに電話等で予約をしてください。

④病後児保育室利用当日

利用日の当日、「病後児保育利用申込書」と「病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書」、「同意書」その他必要書類を添えて病後児保育室にお申し込みください。お子さんの状態が落ち着いていれば利用していただけます。

⑤入室・保育開始・利用料金のお支払い

※必要書類は美浜町保健センター（健康・子育て課）、町内保育所でお渡しします。
美浜町ホームページからダウンロードすることもできます。

【利用時に持ってくるもの】

- 必要書類：病後児保育利用申込書、病後児保育症状連絡票兼診療情報提供書、同意書
- 母子健康手帳、子ども医療費受給者証、健康保険証、※薬
※与薬の必要な児童のみ、与薬依頼書、薬剤情報提供書又はお薬手帳
- 印鑑
- 昼食、おやつ(2回分)、飲み物（施設では食事の提供はありません）
- 着替え、ビニール袋、タオル、バスタオル、歯ブラシ、コップ等

なお、詳細については、健康・子育て課（☎82-1111）病後児保育担当までお問い合わせください。

